

請願第13号

令和7年6月23日受理

福祉医療委員会付託

「予防接種健康被害救済制度の周知を求める」について

請願者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 愛知県内では近年、新型コロナウイルスワクチン接種後、日常生活が送れなくなったと考えられる事例が数多く発生しております。こういった患者に向けて国は「予防接種健康被害救済制度(以下救済制度とする)」を施行しておりますが、現実には、医師がこの制度について良く知らないため、申請手続きが困難になる事例が多くあります。

医師が本来断る事ができない申請に必要な受診証明の作成を断る事例や、カルテの写しの受け渡しを断る事例もあります。

また制度の存在を知らない県民も数多く存在します。

今後医師が申請を求める患者を不当に拒否する事のないよう、救済制度を愛知県内の医療機関に周知して頂きますよう、また県民にも広くこの制度の存在を周知して頂きますようお願いいたします。

ワクチン接種後体調不良が続き、本来ならばこの制度を申請できる方、希望されている方を取りこぼす事がないようにお願いします。

ついては、下記事項についてお願いします。

記

- 1 救済制度について奈良県の事例を参考に愛知県のホームページや広報等で分かりやすく県民に案内、周知する事。
- 2 救済制度について「受診証明の記載マニュアル」を作成し(春日井市ホームページ参照)愛知県内の市町村、愛知県内の病院、医師に案内、周知すること。
- 3 救済制度申請希望者への受診証明の記載やカルテの写しの拒否をしないよう、愛知県内すべての病院に周知する事。
- 4 救済制度申請希望者に、分かりやすい書き案内を作成し、申請窓口である各市町村に、案内を配布するよう周知する事。

請願第14号

令和7年6月23日受理

福祉医療委員会付託

『新型コロナワクチン接種後の国の健康被害救済申請及び県の副反応等見舞金の申請状況について』のマスコミ向け文書の県民への公表を求める』について

請願者



紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 愛知県内には新型コロナワクチン接種後体調を崩され、予防接種健康被害救済制度を申請された方が令和7年4月末現在で781人おられます(愛知県のホームページより)。

令和5年10月末より、愛知県のホームページに「県の副反応等見舞金」「国の予防接種健康被害救済制度申請状況」とし、それぞれの申請者数の集計が公表されるようになりました。ワクチン接種に関して大変重要な情報であり、ホームページに記載されるようになったことは大変すばらしい事と思います。

なお、マスコミ向けに「新型コロナウィルスワクチン接種後の国の健康被害救済申請及び県の副反応等見舞金の申請状況について」とし、毎月県知事の記者会見に合わせて詳細が公表されています。

こちらではホームページに公表されている情報よりもさらに詳しく申請状況が記載されています。こちらは開示請求をして文書代を支払わないと県民は見ることはできません。

マスコミには公表しているものです。県民にも開示請求をしてお金を払わないと見られないという状況を改善して、マスコミに公表しているこちらの文書をそのままホームページに公表してください。

ついては、下記事項について請願します。

記

別紙(別紙省略)の「新型コロナワクチン接種後の国の健康被害救済申請及び県の副反応等見舞金の申請状況について」をマスコミだけに開示するのではなく愛知県のホームページの、ワクチン接種を推奨するページにも公表すること。

請願第 15 号

令和 7 年 6 月 23 日受理

福祉医療委員会付託

「新型コロナワクチン接種記録の保存期間延長を求める」について

請 願 者

紹 介 議 員 下奥奈歩、末永けい

（要旨）新型コロナワクチン接種が始まってから本日まで、ワクチンを接種した事により体調を崩された可能性がある方が多数存在し、中には接種後体調不良が続き亡くなられた方も多数存在します。

愛知県内ではワクチン接種後体調を崩され、予防接種健康被害救済制度（以下救済制度とする）を申請された件数が愛知県のホームページのよると令和 7 年 4 月末現在で 781 件との事。救済制度は分かりにくく、また申請にかなりの書類が必要で、ハードルが高いものにも関わらず、これだけの申請があるとの事。申請ができていない人や制度自体を知らない人も含めると、実際にはワクチン被害を受けている方が数十倍いるのではないかと推察されます。

また別の制度で、愛知県での副反応疑い報告の件数は、ホームページのよると令和 6 年 2 月末現在 2,315 件、うち死亡報告数が 63 件となっております（令和 7 年 5 月 31 日ホームページ確認時）。

現在ワクチン被害が認識できなくとも、未来、被害を認識し本人や家族が被害を訴えても、接種記録の保存期間が切れてしまうと、本人が接種券等保管していない場合、公的資料が全くない状態となってしまう。

東京都小平市（30 年に延長）や千葉県我孫子市（10 年に延長）が市議会に取り上げられたことにより、保存期間を自治体独自の判断でそれぞれ延長されています。

報道では厚生労働省は接種記録の保存期間を 10 年に延長するとありましたが、春日井市に問い合わせたところ、厚生労働省から延長の指示はないとの事でした。

ようやくワクチン被害について社会的認知が進んできましたので、このまま 5 年で記録を破棄することなく、東京都小平市や、千葉県我孫子市のように保存期間を延長してください。

ついては、下記事項について請願します。

記

新型コロナワクチン接種記録の保存期間を延長してください。

請願第 16 号

令和 7 年 6 月 23 日受理

福祉医療委員会付託

「コロナワクチン接種に注意が必要な人に関する周知を求める」
について

請 願 者

紹 介 議 員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 令和 5 年 11 月、春日井市内でワクチン接種後健康被害を受けた女性が、CBC 大石アナウンサーの取材を受け、「チャント!!」という番組内でご自分の接種の状況と共に受けた健康被害を訴えました。女性は一度目の接種の際、39 度の熱が出て一週間寝込み、2 回目接種前に接種の不安をかかりつけ医師に訴えるも「熱は出るけど大丈夫。熱が出た方がワクチンの効果がある。」と言われ接種、接種後、発熱、右手が動かなくなり、箸が持てない、字が書けないという状態が続き、3 回目の接種前にも医師より「打たないなら病院に来てもらっては困る」と強く勧められ接種、2 週間発熱、熱が下がった後は動けなくなってしまったとの事。現在女性は線維筋痛症の診断を受け、自宅内で歩行器を使いやっと歩行ができる状態、外出は車いす必須で、字が書けず、箸も使えない状態が続いているとの事。

番組では厚生労働省のホームページ「接種に注意が必要な人」について取り上げ、女性がそのホームページにある「過去に予防接種を受けて、接種後二日以内に発熱や全身性の発疹があったひと」に該当するのではないか、医師や医療機関にこういった情報が共有されていないのではないかと解説されていました。

製薬会社のワクチンの添付文書にも予防接種に注意が必要な人が記載されています。過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性の免疫不全の方がいる方、心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方も、接種に注意が必要とされていますが、「発熱した方がワクチンは効いている」と主張した専門家や、「基礎疾患のある方から接種を進めていく」などといった自治体もあったため、添付文書とは全く違った情報が県民に伝わっていると思われます。

春日井市内に住む女性のような被害を増やさないためにも、製薬会社添付文書の「接種に注意が必要な人」について市民や医師、医療機関に広く周知してください。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 予防接種を受けるにあたり、「接種に注意が必要な人」について広報やホームページ、接種券にわかりやすく案内、周知するよう愛知県内の市町村に依頼する事。
- 2 予防接種を受けるにあたり、「接種に注意が必要な人」について愛知県内の医師会や病院、医師や県民に広く周知する事。

請願第 17 号

令和 7 年 6 月 23 日受理

福祉医療委員会付託

「予防接種健康被害救済制度と副反応疑い報告制度との突合調査、
案内を求める」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩・末永けい

(要旨) 愛知県内では近年、新型コロナウイルスワクチン接種後、日常生活が送れなくなったと考えられる事例が多数発生しております。こういった患者に向けて国は「予防接種健康被害救済制度（以下救済制度とする）」を施行、また別の制度で「副反応疑い報告」というものがあり、ワクチン接種後に生じた特定の症状やワクチン接種との関連を否定できない重篤な症状等の報告を医療機関に義務付け、データーを収集、公表し、厚生労働省はこちらの副反応疑い報告をもとに、検討部会を開き、ワクチン接種の是非を決定しています。

春日井市で開示された救済制度の申請者と副反応疑い報告を突合すると、救済制度まで申請するほど酷い副反応があったのにもかかわらず副反応疑い報告がされていないケース、反対に副反応疑い報告で死亡と報告されているのにもかかわらず救済制度の申請がないケースが見受けられます。

被害が正しく報告されるため、救済制度申請者に、副反応疑い報告制度がある事を伝え、自分でも被害を報告できる事を案内すべきではないでしょうか。

また救済制度に関して周知が広く行われていないため知らない人が多いと思われます。せめて副反応疑い報告で「重い」と報告された方に関しては救済制度があることを個別に案内すべきではないでしょうか。

ワクチン接種の有無を決める大切な副反応疑い報告が正しく行われるよう、また救済制度を必要な人が制度の存在を知らなかったという事がないようしっかり周知してください（なお愛知県ではロット番号や申請日、接種日等の開示を行っていないため春日井市のように突合する事ができませんでした。）。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 救済制度と副反応疑い報告とで突合し、二つの制度で取りこぼしがないか調査するよう、各市町村に依頼する事。
- 2 救済制度申請者に副反応疑い報告制度があることを各市町村に案内するように依頼する事。
- 3 副反応疑い報告で「重い」と報告された人に、救済制度がある事を案内するよう各市町村に依頼する事。
- 4 県としても救済制度と副反応疑い報告とで突合調査を行う事。

「各市町村、愛知県内の病院に正しく新型コロナワクチン副反応
疑い報告が行われるよう周知依頼を求める」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

（要旨）新型コロナワクチンの副反応を国に報告する制度として、副反応疑い報告制度がありますが、令和 5 年 10 月 24 日の武見厚生労働大臣記者会見（令和 5 年 10 月当時）にて心筋炎、心膜炎の正しい副反応疑い報告がなされていない事例が報告されました。また同年 12 月 1 日の同大臣の記者会見では同ケースについて必要な報告が行われるように全国の自治体に依頼したとの事でした。

なお副反応疑い報告をもとに、副反応検討部会が厚生労働省で行われ、ワクチン接種が妥当かどうか判断されるとの事。そのもとになる副反応疑い報告が正しくされることが重要になってくると思われます。

私が春日井市に行った公文書開示請求で、開示された予防接種健康被害救済制度申請者一覧表と、副反応疑い報告書とで突合した結果、予防接種健康被害救済制度で申請されていたアナフィラキシーや心筋炎の事例を副反応疑い報告で報告がなされていない事例が 2 件あった事があきらかになりました。こちらは予防接種法違反になる可能性があります。

こちらのケース、私の方からの指摘後、春日井市より病院に副反応疑い報告をするよう、依頼したとお聞きしておりますが、他の市町村も同じ事例があるのではないかと思います。正しい報告がなされるように愛知県を經由し、各市町村の病院に依頼、周知してください。

またこちらの制度は「疑い」があれば報告をする制度です。春日井市ではワクチン接種後当日死亡の事例が 3 件、翌日死亡が 7 件、3 日以内の死亡まで範囲を広げると 33 人の方が亡くなっています（別紙省略）。

こちらの方々、ほとんどが報告がなされていません。ワクチンを接種し 3 日以内の方の死亡のほとんど報告がなされていないのを見るに、制度として機能していないのではないかと疑われます。春日井市の事例は他の市町村でも同じことがあると考えられます。正しい報告がなされるよう、愛知県として改善意識を持っていただきたいです。

愛知県内の病院では副反応疑いの報告制度がある事すら知らない病院も多数存在します。正しい報告がなされているか、副反応疑い制度とはどんなものか、どうやって報告するのか、県としてリーダーシップを取っての病院に周知徹底すべきではないでしょうか。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 各市町村を經由し、愛知県内の病院に、コロナワクチンでの副反応が起きた場合、報告をする必要がある事、正しい報告がなされない場合、予防接種法違反になる可能性がある事、具体的な報告の方法等、制度を周知、依頼する事。
- 2 愛知県内の病院に、死亡者のワクチン接種の日をちを確認し、7 日以内の死亡の場合、ワクチンが疑われるケースであれば正しく副反応疑い報告をするように愛知県として、各市町村を通じて各病院に依頼する事。

請願第 19 号

令和 7 年 6 月 23 日受理

福祉医療委員会付託

「予防接種健康被害救済制度申請時、必要な医師の受診証明、カルテの写しを被害者が苦勞する事なく取得できるよう病院や医師に通知を出す事を求める」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私は持病のため通っていた病院の主治医に、コロナワクチンの接種を勧められ、「打たないなら病院に来られては困る」とまで言われたため仕方なくコロナワクチンを接種しました。接種の度重い副反応に苦しめられ、何度も主治医に接種の不安を訴えましたが、その度「(熱等の副反応が出るのは) 注射が効いている。打たなきゃだめだ」と言われたため主治医を信じ、3回のコロナワクチンの接種後動けない身体となりました。

現在、外出には車いすが必須ですし、障害者手帳 1 級を取得しております。

昨年令和 5 年 12 月に予防接種健康被害救済制度を申請するに至りましたが、申請するには大変な苦勞をいたしました。

かかった病院が何か所もあったため病院を回るだけでも苦勞しました。私はたまたま通院同行を取れたため、同行の方に手伝って頂き何とか病院を回れましたが、そういったサービスを受けていなければ、病院を回る事すら難しかったと思います。病院にたどり着いて受診証明の記載をお願いしても、病院が受診証明の書き方すら知らないという事も何か所もありました。また本来拒否してはいけないカルテの写しを拒否する病院すらありました。カルテの開示をしないのは違法だと訴え何とか出してもらいましたが、長時間待たされたり、治療をしてもらえなかったり嫌がらせかと思われる行為も何度も受けました。

また、開示されたカルテの写しには自分がワクチンを受けたのち医師に訴えた症状が全く記載されていなかったし、医師に「(熱等の副反応が出るのは) 注射が効いている。打たなきゃだめだ」と言われた事も全く記載されていませんでした。正しくカルテに被害が記載されていなかったのです。同じく被害を受けた後遺症患者さんは、本人が被害を医師に訴えたのにもかかわらず、カルテに正しい記載がなかったため、認定されなかったケースも多々ありました。どうかワクチン後遺症患者が苦しんでいる状況、救済制度すら、「救済できる制度になっていない」状況を知って頂き、改善していただきたいです。

救済制度に必要な受診証明を病院や医師に分かりやすく県として案内をしてください。また被害者が求めた時、受診証明やカルテの写しを拒否しないように、正しくカルテを記載するように通達を出してください。救済制度の申請時にはカルテの写しのほか、本人の覚書等も参考にしてもらえように国に働きかけて下さい。

国や県、病院や医師が進めコロナワクチン、国や県、医師のいう事を信じ接種したため、被害を受けた私達をそのままなかつた事にしないでいただきたい。誠実な対応を望みます。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 愛知県内の病院や医師に予防接種健康被害救済制度の受診証明や、カルテの写しの依頼を被害者より受けた際には、拒否しないよう県として市町村を通じ、通達を出す事。
- 2 愛知県内の病院や医師に市町村を通じ、受診証明の分かりやすい記載方法を案内する事。
- 3 愛知県内の病院や医師に市町村を通じ、コロナワクチンの被害について正しくカルテの記載をするよう通達を出すこと。
- 4 予防接種救済制度に関して国に、認定に関して本人のメモ等も参考にするよう県として要望する事。

請願第 20 号

令和 7 年 6 月 23 日受理

福祉医療委員会付託

「コロナワクチンの接種事業総括の為のワクチンハラスメント調査を求める」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私は現在、3回のコロナワクチン接種後、外出には車いすが必須、障害者手帳1級を取得している状態です。こういった状態になるにあたり、私の、その当時の主治医が大きくかかわっています。主治医より、コロナワクチンの接種を強要されたのです。主治医から「打たないなら病院に来てもらったら困る」とまで言われ、接種の度、体調を崩し、接種したくない旨を訴えても、「(熱等の副反応が出るのは) 注射が効いている。打たなきゃだめだ」と言われました。持病を抱えており、主治医に診ていただけないと困る状態で、「打たなきゃ病院に来てもらったら困る」と言われ、接種しない選択は取れませんでした。こういった強要に近い形で接種し、障害者手帳まで取得する身となり、調べていると、こういった事が私の身だけでなく、他の方にも起きている事も分かりました。看護師学校の生徒さんが、コロナワクチンの接種をしていないと実習すら受け付けてもらえなかった時期がありましたし、接種を強要している勤務先もありました。

現在、コロナが5類となり、接種が努力義務ではなくなった為、社会も強要する雰囲気ではなくなりましたが、その当時、どういうことがあったのか、まったく総括、調査されていないと思います。将来、また違うパンデミックが起きたとき、同じように、ワクチン等の本人が選択するものを社会全体で、強要する事態が起きる可能性が高いのではないのでしょうか。県として、その当時何が起きていたのか、今後同じことが起きた時にどう対策をするのか考察する為、ワクチンハラスメントの実態を調査していただき、今後活かして頂きたいです。また、今後二度と、こういった事が起きないように、対策をしていただきたいと思います。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 愛知県としてワクチン接種事業の総括として、その当時行われたワクチンハラスメントの調査を行う事。
- 2 ワクチンハラスメントが今後二度と起きないように愛知県として総括、考察する事。

請願第 21 号

令和 7 年 6 月 23 日受理

経済労働委員会付託

「業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者に労災認定の可能性のある事の周知を求める」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 厚生労働省のホームページによると「労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか」との質問に「ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、一般的には業務として行われるものとは認められません。」との答えが載っていますが、令和 6 年 5 月 13 日衆議院決算行政監委員会にて阿部知子議員より武見厚生労働大臣（令和 6 年 5 月当時）に「職務上の必要性でワクチンを業務命令と似た形で接種し、ワクチン禍となった方に関しては指示命令系統を見て、労災の適用もせよとなっている」という趣旨の指摘をされています。こちらの情報、知っている方、少ないのではないのでしょうか。また、厚生労働省のホームページでは続けて「医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。また、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。なお、上記の医療従事者等・高齢者施設等の従事者以外の労働者に係るワクチン接種については、当該ワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、事業主からの業務命令によるものか否かなどを調査した上で、労災保険給付の対象となるか判断することとなります。」との記述もありますが、こちら知らない人が多くいると思われます。広く県民に知らせ、業務上コロナワクチンを接種し、ワクチン後遺症で苦しんでいる人たちに労災認定される可能性がある事を周知し、適切な申請ができるように案内してしてください。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者に労災認定の可能性のある事等をホームページ等で周知する事。
- 2 医療機関や、高齢者施設、職域接種をしていた会社等にワクチン接種後の健康被害があった場合、労災申請の対象になる可能性がある事を広く周知するよう、通知を出す事。